

# 産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が減額されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（12週）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険料の免除方法

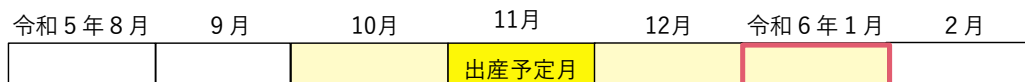
- その年度に納める保険料の出産予定の被保険者に係る所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

## 届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

- ③ 世帯主の振込口座がわかる書類

## 届出先

山陽小野田市 保険年金課 ・ 山陽総合事務所市民窓口課 ・ 南支所 ・  
埴生支所 ・ 公園通出張所

## 産前産後期間の減額に関するQ&A

**Q1** 令和5年12月に出産予定です。何月から減額されますか。

**A1** 令和5年11月および12月は対象外となりますので、令和6年1月と2月の2か月分のみとなります。

**Q2** 保険料を事前に全額納付済みですが、減額された保険料は戻ってきますか。

**A2** 届出の後、減額分は全額還付（返金）されます。  
※出産被保険者と世帯主が異なる場合、世帯主の口座へ還付させていただきます。

**Q3** 減額の対象となる期間中は、保険料の支払いは不要ですか。

**A3** 対象年度の保険料をすべてご納付済みの場合を除き、お支払いが必要です。減額後の保険料を、届出の翌月から到来する納期の数で等分した額で、新たに納付書を発行、又は口座からお引き落としさせていただきます。

**Q4** 出産予定日より早く（遅く）出産しました。届出の修正が必要ですか。

**A4** 原則必要ございません。当初の出産予定日と実際の出産日が異なる月であっても、原則減額する保険料の再算定は行いません。  
ただし、出産被保険者の世帯に属する世帯主から修正申告があった場合には再算定を行います。

**Q5** 出産後、1か月以内に市外へ転出する予定です。どのように減額されますか。

**A5** 減額対象期間中に産前被保険者が転出する場合、異動前後の保険者（市町村）において、それぞれの月割賦課の考え方により賦課される月分の保険料が減額されます。  
それぞれ保険者へ届出が必要となります。  
（7月出産予定、8月途中で市外へ転出の場合）  
→異動前の保険者では6月、7月分の保険料が、異動後の保険者では8月、9月分の保険料がそれぞれ減額されます。

**Q6** 当初の届出から世帯や名前が変わりました。再度の届出が必要ですか。

**A6** 世帯主の変更、名前の変更および住所変更の際には、届出書の再提出は原則必要ございません。